

大震災復興調査特別委員会報告書

大震災復興調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、東日本大震災からの復興に関する諸施策について調査・検討するため、令和元年十二月十七日に設置され、付議事件「大震災復興に関する諸施策について」を受け、調査活動を行った。

一 はじめに

本委員会は、県議会として、東日本大震災の発災以降、積極的な調査特別委員会活動を継続し、刻々と変化する被災地の状況に即応して的確な実態把握を引き続き行うとともに、適切な時期に要望・要請活動等を行っていくものとし、特に次の二項目を重点活動等とした。

- 1 被災市町の復旧・復興状況の調査（主に市町議会及び首長等との意見交換並びに現地視察による）及び国等への要望・要請活動に重点的に取り組むこと。
- 2 東日本大震災からの復旧・復興の完遂に向けて、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に起因する諸問題を初め、時間の経過とともに顕在化・深刻化する様々な課題に対して積極的に調査を行うこと。

以上のことを踏まえ、県関係部局から復興の進捗状況等を聴取するとともに、県内の現状と課題を把握するため、沿岸被災自治体三市二町と一法人に対して調査を実施し、また、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から参考人を招致し、意見を聴取した。

これらの調査活動で把握した課題等をまとめ、国等への要望活動や意見交換を行った。
この後、宮城学院女子大学から参考人を招致し、意見を聴取した。
その概要は、次のとおりである。

二 県内調査

本委員会は、令和二年二月四日及び同年三月十八日、十九日の三日間にわたり、県内調査を実施した。
被災地域における震災からの復旧・復興に係る課題を把握するため、津波により特に甚大な被害を受けた沿岸市町を対象とし、当該市町内の主な震災復旧・復興関連の現地視察を行うとともに、当該市町からの概要説明を受け、当該市町議会議員等と意見交換を行ったほか、気仙沼市の法人から事業概要等について説明を受けた。その実施状況は、次のとおりである。

- 1 二月四日 亘理町、山元町
- 2 三月十八日 気仙沼市
- 3 三月十九日 石巻市、東松島市

これらの調査時における主な発言は次のとおりである。

一点目は、「マンパワー不足の解消について」である。復興・創生期間後も、一部のハード事業や心のケア等の各種ソフト事業を継続して実施する必要があることから、職員の派遣の継続を求める声があった。

二点目は、「被災者の心のケアと地域コミュニティの再構築について」である。被災者の心のケアについては、震災後、専門職による心のケア事業及び被災者の健康支援事業等を実施しているが、今後も、子どもから大人まで中長期的な事業の継続が必要であるとの説明を受けた。地域コミュニティの再構築については、災害公営住宅に入居した被災者は、地域によっては高齢者の单身世帯や日中独居が多く、孤立やひきこもり防止のため

に關係機關と連携しながら見守りを継続する必要がある。また、自治会組織や住民の交流の場づくりなど、住民自治として持続可能な体制を構築するためには、今後も一定期間の支援継続が必要であるとの説明があった。

三点目は、「移転元地の利活用について」である。防災集団移転促進事業により被災市町が買い取った移転元地について、小規模の土地が沿岸部に点在していることから、土地の利活用を進めるための制度の整備を求める声があった。

四点目は、「災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業に係る支援水準の維持継続について」である。災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業に係る支援水準については、被災者の居住の安定確保及び速やかな生活再建を図るため、激甚災害や阪神・淡路大震災よりも補助率が高く設定されているが、国は支援水準を見直すとの方針を示している。被災市町は現行の水準が継続されることを前提に制度設計しており、将来的な財政運営にも大きな影響を及ぼすものであることから、現行制度の支援継続を求める声が多く聞かれた。

そのほか、復興・創生期間内での完了が危惧される一部のハード事業への支援や、復興事業の遅れ等によって生活や事業の再建が完了していない被災者に対する支援など、復興・創生期間後の復興予算や特例措置の継続的な運用を求める声があった。

以上のとおり、県内では東日本大震災の発災から九年以上が経過し、復興完遂に向けて着実に事業を進めている一方で、やむを得ない事情により復興・創生期間後も対応が必要な事業が一定数見受けられる。また、時間の経過とともに新たな課題も顕在化しており、当該市町等において対応が求められている。

三 参考人意見聴取（東京電力フェロー 新妻 常正氏ほか四人）

令和二年八月二十四日に、新妻氏ほか四人は、福島第一原子力発電所（以下「原発」という。）の廃炉及び汚

染水の現状と対策について、また、原発事故に起因する損害賠償の概要と進捗状況及び今後の方針について、次のように述べた。

初めに、廃炉に向けた使用済み燃料プールからの燃料の取り出しについて、一号機はオペレーティングフロアのガレキの撤去を、二号機はオペレーティングフロアの残留物の移動を行っており、三号機は令和二年度末までの取り出し完了に向けて、令和二年八月九日時点で五百六十六体のうち二百九十四体の取り出しが完了し、四号機については既に取り出しが終わっていると述べた。

次に、原発の汚染水対策と処理水の取扱いについて、多核種除去設備等の浄化装置により処理された水（以下「ALPS処理水」という。）の貯蔵状況は令和二年七月二十三日時点で約百二十二万立方メートルであり、令和二年十二月末までに約百三十七万立方メートル分のタンクを建設する計画であるが、令和四年夏頃には計画した容量に達する見込みであると述べた。

ALPS処理水の処分方法については、国の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の報告書において、技術的には海洋放出及び水蒸気放出が現実的であること、処分を行う際には、徹底的な風評被害対策が必要であることが述べられている。また、国によって地元を初めとした幅広い関係者から意見を伺う場が設けられており、それらを踏まえて国が基本的な方針を決定した後に、改めて東京電力として具体的な取扱いの決定等を行うが、方針の決定から実際に処分を開始するまでには、二年程度かかる見込みであると述べた。

風評被害対策については、情報を正確に伝えるために、マスメディアを通じた情報発信やインターネットを通じた情報ツールの活用等を一層進め、風評被害を発生させないような理解活動に取り組むこと、国がALPS処理水の処分方法についての基本的な方針を決定した後に、改めて東京電力として風評被害対策の具体的な方針を示すことなどを述べた。

説明後、ALPS処理水の海洋放出による風評被害等が、本県の基幹産業である水産業に及ぼす影響や、海

洋放出と水蒸気放出以外の処分方法の検討、ALPS処理水に含まれるトリチウムを分離する技術の開発等に
関する意見が委員から出された。

続いて、賠償関係については、三つの誓い（「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、
「和解仲介案の尊重」）に基づき、事故と相当因果関係のある損害が存在する限り賠償する方針であること、令
和三年三月には事故から十年が経過するが、消滅時効の完成後も請求者の個別の事情を踏まえ、柔軟な対応を
することなどを述べた。

説明後、未賠償額や支払率の開示、養殖ホヤの賠償内容に関する情報開示、仮にALPS処理水を海洋放出
した場合の風評被害額の想定等に関する意見が委員から出された。

四 要望（要請）活動

1 東京電力に対する要請活動

本委員会は、「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全
収束を求める要請書」を調製し、その実現のため、令和二年八月二十四日に、東京電力に対して要請活動を
実施した。要請事項については、次のとおりである。

- (1) 福島第一原子力発電所事故に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施
 - イ 賠償金の迅速かつ十分な支払について
 - ロ 請求手続の一層の簡素化について
 - ハ 被害の実態に即した損害賠償の実施について
 - ニ 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について
- (2) 原発事故の早期完全収束の実現

イ 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行について

ロ トリチウム汚染水の自然界放出の絶対阻止について

ハ 発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明について

このうち、「賠償」及び「ALPS処理水の自然界放出の絶対阻止」を重点要請項目とした。前者については、生産者、事業者による賠償請求に関して、県境に関係なく、被害の実態に応じて十分かつ迅速な賠償を行うこと、また、あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償を行うことなどを要請した。

後者については、トリチウムを含むALPS処理水の処分方法について、自然界放出を行えば、風評被害をさらに拡大・深刻化させるおそれがあることから、ALPS処理水の自然界放出を行わないよう要請した。

当該要請の内容について、東京電力新妻常正フェローからは冒頭で、原発事故やその後の放射性物質の管理、処理について、多くの人に迷惑や心配をかけていることに改めておわびの言葉があり、要請書の内容については真摯に対応していくことが述べられた。

次に、当該要請に関する東京電力の基本的な考え方として、一点目の「賠償」については、賠償に関する三つの誓いの中で、事故と因果関係がある被害については、損害がある限り賠償するという方針を掲げていること、来年で震災から十年を迎えるが、損害賠償の消滅時効の取扱いについては柔軟な対応をすることなどが述べられた。

二点目の「ALPS処理水の自然界放出の絶対阻止」については、今後示される国の基本的な方針を踏まえ、事業者としての責任の下、丁寧なプロセスを踏みながら対応していきたい。あわせて広報については、迅速でわかりやすいものでなければならぬという宮城県議会からの意見を踏まえ、インターネット

等を活用して情報発信を行っている。

この原発事故は前例のないものであり、今後も作業には長い時間がかかるが、事故の原因者としての責任の下、安全を第一にこの作業を成し遂げたいとの発言があった。

2 復興大臣に対する要望活動

本委員会は、震災からの復旧・復興対策について、沿岸市町等における県内調査や参考人意見聴取等を実施して課題の把握に努めてきたところである。これらを整理し、「震災からの復旧・復興対策に係る要望書」を調製し、その実現のため、令和二年八月三十一日に、田中和徳復興大臣（当時）に対して要望活動を実施した。要望事項については、次のとおりである。

- (1) 東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等
- (2) 復旧・復興に要する人的支援の継続
- (3) 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続
- (4) 二重債務問題対策に係る支援の継続
- (5) 被災した子ども心のケア対策充実のための継続した財源と人的資源の確保等
- (6) 被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現
- (7) 移転元地の利活用の促進
- (8) 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業の補助率の維持
- (9) 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続
- (10) 東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備
- (11) 被災した鉄道各線の復旧及び復興まちづくりへの支援
- (12) 事業復興型雇用確保事業の延長

(13) 地方において必要な外国人材を確実に確保できる実効性のある対策

(14) 三陸沿岸部の海岸線における山腹崩落等対策事業の創設

(15) 震災ガレキの処理に対する継続的な支援

(16) 復旧・復興事業における事務の簡素化

(17) 国際リニアコライダー（ILC）の実現

(18) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等

イ 原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現

ロ 中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

ハ 海洋への汚染水の流出防止対策、放射性物質の飛散防止対策及び多核種除去設備等（ALPS）処理水の風評被害対策

ニ 放射能に汚染された廃棄物の処理

このうち、「(1)東日本大震災復興関連予算の確保及び運用等」及び「(18)東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等」を重点要望項目とした。前者については、復興の完遂に向けて、特例的な予算措置を継続し、被災自治体が必要としているハード・ソフトの両事業について、財政支援や各種制度を確実に講じるとともに、制度の運用に当たっては、地域の実情に応じて柔軟に対応することを要望した。

後者については、トリチウムを含むALPS処理水の処分方法について、国の基本的な方針の決定に際しては、地元関係者の意見を十分に聴き、風評被害を拡大・深刻化させることのないように、慎重かつ丁寧な検討を行うことを求めるとともに、農林水産物の全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、台湾等に対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、引き続き働きかけること、東京電力による賠償について、県境に関係なく、被害の実態に応じて十分かつ迅速な賠償を行うよう、東京

電力に対して国から強く指導することを要望した。

また、意見交換の中では、「(5)被災した子どもの心のケア対策充実のための継続した財源と人的資源の確保等」について触れ、大震災から十年を迎えるに当たり、震災が子ども達の発達、成長に与えた影響や、不登校等の記録・報告等をまとめた「東日本大震災子ども白書」を作成するように求めた。

それに対して、田中和徳復興大臣（当時）から、次のような発言があった。

復興・創生期間後の財政支援については、復興推進会議で平成二十三年度から令和七年度における十五年間の総額三十二・九兆円程度の新たな復興財源フレームを決定した。引き続き必要な復興事業を着実に実施できるように責任をもって取り組みたい。また、復興・創生期間後の事業の運用等については、地震・津波地域における心のケア等の残された課題に全力で取り組むこととしており、復興庁としては、今後とも復興の司令塔としての役割を果たしていく。

原発事故に伴う対応としては、ALPS処理水の自然界放出について、国としては風評被害対策も含めて結論を出すものと承知している。地元の関係者等からの様々な要望をしっかりと受けとめたい。輸入規制の撤廃については、問題を払拭し、相手国に正しい知識をもって対応してもらえよう努力を続けたい。

東京電力の賠償については、丁寧な対応が重要であることから、復興庁としても、経済産業省に、東京電力に対して適切な指導を行うように求める。

五 参考人意見聴取（宮城学院女子大学教授 足立 智昭氏）

足立氏からは、令和二年九月八日に、震災発生時から現在までの、子どもとその家族を取り巻く状況や、今後の課題について説明を受けた。

宮城県子ども総合センターから平成二十八年に出されている「東日本大震災における子どもの心のケアに関

する報告書」によると、震災後、保護者が心の問題や経済的な問題を解決することができないまま子育てを行うことよって、「家族機能」が低下することや、地域における子育ての見守りといった「地域力」が低下することよって、虐待や不登校が増えると考えられていた。

実際に、震災から一年を過ぎた頃の子どもに関する相談内容を見ると、「攻撃的な行動の増加」や「腹痛や頭痛の訴えの増加」などに加えて、「保護者の精神疾患」や「DVや虐待」等の問題も増えている。

また、「震災後の小中高生における暴力行為」に関するデータを見ると、宮城県においては、特に小学生の暴力行為の増加が顕著であり、具体的な事例としては、学校で教師に対して怒りをぶつける等であることから、家庭において子どもたちが安心できる環境が整っていないと考えられる。加えて、「震災後の中学生における不登校の出現率」に関するデータを見ると、宮城県は震災前から全国平均よりも不登校の出現率が高いものの、震災以降はさらに高くなっていることから、子どもたちが学習に集中できる環境が整っていないと考えられる。

これらの震災後の子どもに関する問題を解決し、支援を行うに当たっては、継続性があり、子どもにとって魅力的なプログラムとメンターとなる支援者が存在する居場所があり、子どもの学習支援への参加を後押しする家族の存在が必要である。しかしながら、日本では、災害後に長期にわたって子どもがいる家族を支えるシステムが確立していないこと、虐待や不登校はあくまで家族の問題であり、子育てを地域で支えるという意識が育っていないことが課題として挙げられる。

また、現在の医療モデルは、本人が異常を訴えて初めて支援につながる仕組みになっているが、災害による心の問題は本人が気づかないことが多く、異常を訴えないため、必要な支援につながらないという現状がある。

そこで、まずは自分の心と体の健康を自分で理解する「自己覚知」の教育を行うこと、必要な人に確実に支援が行き届くように医療と福祉を一体的に行うことといった、医療・福祉・教育連携モデルを目指す取組が必要であると述べた。

そして、そのような取組とあわせて、現在は国、県、NPO等による、様々な支援の仕組みがあるものの、支援を必要としている人が、積極的に情報を集めることは現実的には難しいことから、ICTを活用し、情報を登録すれば、AIが必要な支援をインターネット上から探し出し、自動で情報を提供するような仕組みをつくり、活用していくことが必要であると述べた。

六 総括

本委員会は、県内における調査活動や参考人意見聴取等を通じ、本県における震災からの復旧・復興に係る様々な課題の把握に努めるとともに、これらを取りまとめ、現状の課題の解消に資するべく、国や関係機関との意見交換や働きかけを重点的に実施してきた。

東日本大震災の発災から九年以上が経過し、特に津波による甚大な被害を受けた沿岸市町においては、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業等のまちづくりに関わる事業や、災害公営住宅の整備など住宅の再建に関する事業などがほぼ完成し、被災者の生活再建が加速している。また、県内の産業についても、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を初めとする各種支援施策が継続的に実施され、復興完遂に向けて着実に歩みが進められているところである。

一方で、被災地においては依然としてマンパワー不足、被災者に対する心のケアや地域コミュニティの再構築、高齢者への生活支援、防災集団移転促進事業の移転元土地利用など、時間の経過に伴って顕在化・深刻化する様々な課題を抱えている状況にあり、市町から要望の声が寄せられていることから、令和三年度以降も被災市町が必要とする財政支援や各種制度を確実に講じるとともに、制度の運用に当たっては、地域の実情に応じた柔軟に対応することが求められている。

また、原発事故に起因する被害に関しては、廃炉に向けた道筋が検討され、使用済燃料プールからの燃料取

り出し等の廃炉作業が進められている一方、賠償については必ずしも十分とは言えない状況にあるほか、指定廃棄物や除去土壌等の課題も残っている。さらに、従来から本県産品等に対する不安が払拭されず、国内外において、風評等の被害が続いている中、昨年四月には世界貿易機関（WTO）の上級委員会において、韓国による水産物輸入禁止措置に対する我が国の主張が認められないという追い打ちをかけるような出来事があった。また、トリチウムを含むALPS処理水の処分方法については、国の小委員会が海洋放出等の方法が検討されているが、ALPS処理水の海洋放出は、本県産品に対して風評被害にとどまらない多大な影響を与えるおそれがあるほか、国民に対し、的確に情報開示がなされておらず、今なお東京電力に対する不信は解消されていない。

特に、風評被害の払拭に向けては、食品と放射能に関する正しい知識の醸成により、本県のみならず全国の消費者等に対し、本県産品等の安全性についての理解を増進することが極めて重要であり、本県はもとより国等による全国を対象とした継続的な取組が必要である。

今年度は宮城県震災復興計画の最終年度であり、復興の総仕上げに向けて各種事業が着実に進められている。令和三年度からの五年間は、国において「第二期復興・創生期間」と位置付けられ、地方創生のモデルとなるような復興の実現に向け、取組を前進させる時期となることから、今後は、一部のハード事業や心のケア等の被災者支援を初めとする残された事業に全力を挙げて取り組むとともに、復興の進展に伴う新たな課題に対応することが求められている。

そのほか、東日本大震災津波防災ミュージアム等の施設及び復興祈念公園の整備など震災の記憶の風化防止及び継承を目的とした事業や、津波防災教育への対応などについて、県議会としても議論を尽くすとともに、引き続き十分な対策を講じていくことが強く求められている。

このような現況の下、本委員会では、刻々と変化する被災地の状況を把握するため調査活動を行ってきたが、

本県の東日本大震災からの復旧・復興への道のりは今後とも続くことから、時間の経過とともに顕在化・深刻化する様々な課題の的確な把握とその解消に向け、県議会として、継続的に国等への働きかけを行うこととし、重点的に要望活動等に取り組む必要がある。このため、次期においても特別委員会を設置し、本県の早期復興に資する最も効果的な調査活動の在り方について絶えず検討を行うものとし、被災地の復旧・復興の進捗状況に応じて、多岐にわたる課題について、より精緻な調査活動を展開し、本県の復興に資するべく全力を傾注する必要があると当委員会では考える。

以上、今後の県議会における、被災地に根差したより効果的な調査活動を期待して、活動の報告とする。

令和二年十一月二十日

宮城県議会大震災復興調査特別委員長 佐々木 喜藏

宮城県議会議長 石川 光次郎 殿